

IBF ファイル事件

—データファイルはプログラム著作物に該当しないと認定した事例—

山本 隆司

(事件の通称)

I B F ファイル仮処分抗告事件

東京高裁平成四年三月三十一日決定(平成三年(ワ)第一四二号仮処分決定抗告事件)

知的裁集二四卷一号二一八頁

(キーワード)

プログラム、I B F ファイル、データファイル、創作性

(決定要旨)

I B F ファイルはメイン・プログラムに読み込まれる組み込み情報を記載したデータファイルにすぎず、電子計算機に対する指令の組み合わせではないから、プログラムに当たらないと認定した。

(事実)

1. 事件の概要

Xら(債権者・抗告人)はいずれも、コンピュータソフトウェアの開発等を目的とする会社であり、NEC9801パーソナル・コンピュータ対応のハードディスク用アプリケーションプログラム管理用ソフトウェア「EOシステム」を開発した。

EOシステムは、MENU・EXEファイル、I B F ファイル、MENU・AZMファイル、CONF I G・AZMファイルなどから構成され、I B F ファイルは八一個存在する。

Yら(債務者・被抗告人)は、EOシステムにファイル構成および構造が酷似する「MET'S filedriver」を開発し販売した。

そこで、Xらは、I B F ファイル八一個のうち四二個が「MET'S filedriver」のHCAファイル四二個に複製されているとして、I B F ファイル四二個に対する著作権侵害の差止を求めて、東京地方裁判所に仮処分を申し立てた。

2. I B F ファイルの構造

EOシステムは、市販のアプリケーションプログラム等のファイルをハードディスクに組み込み、右ファイルをメニュー形式で呼び出したり、管理を行ったりするプログラムである。EOシステムの中では、MENU・EXEファイルが中枢機能を持つプログラムであり、I B F ファイルは、MENU・EXEファイルがアプリケーションプログラム等のファイルをハードディスクに組み込むための指示や情報を記述するものである。I B F ファイルの記述の順序、各行の機能および各行の記述内容は次のとおりである。

- ① D行 「*AZ MENU I B F V1」と記載され、適正なI B F ファイルであることを表示する行である。
- ② タイトル行 アプリケーションプログラム等の組み込みの際にメニューシ

- システムの管理情報の中に転記され、組み込んだファイルのタイトルとなる行であって、必ず I B F ファイルの二行目に記述される。
- ③ デバイス行 デバイスドライバの定義情報を提供する行であって、MS—DOS のシステム起動のための C O N F I G ・ S Y S の「D E V I C E =」で始まる行と同じ要領で記述される。
 - ④ 区切りマーク行 1 デバイス行とコマンド行とを分離する役割を果たす行であって、半角文字の「*」一文字を記述する。
 - ⑤ コマンド行 組み込み対象のアプリケーションプログラム等の自動実行バッチファイルを C O N F I G ・ A Z M ファイル中に作成させる行であって、組み込み対象のアプリケーションプログラム等の自動実行バッチファイルに相当する記号を、MS—DOS の A U T O E X E C ・ B A T の場合と同じ要領で記述する。
 - ⑥ 区切りマーク行 2 コマンド行の終わりを示すものであって、半角文字の「*」一文字を記述する。
 - ⑦ 組み込みメッセージ行 組み込み作業開始前に、作業者に、組み込み対象のアプリケーションプログラム等を格納したフロッピーディスクの挿入を指示するメッセージを記述した行である。
 - ⑧ 組み込み手順行 組み込みにおいて、アプリケーションプログラム等から、指定したファイルをハードディスク内に作成したサブディレクトリに転送させる手順を記述した行であって、MS—DOS の C O P Y コマンドを用いたバッチファイルと同じ要領で記述される。
 - ⑨ 終了マーク行 組み込み手順の終了を宣言する行であって、半角文字の「* *」と記述する。

3. 争点

Yらは、(1) I B F ファイルはデータファイルであって、プログラムには当たらないからプログラム著作物ではない、(2) I B F ファイルには創作性がない、また、(3) プログラムの基本構造やプログラム言語が異なるなど類似性が存在しない、と主張した。

4. 原審の判示

東京地方裁判所は、(2) の創作性の欠如を認定して、(1) のプログラム著作物性および(3) の類似性の認定を行わず、Xらの請求を退けた(平成3年2月27日決定、知的裁集23巻1号138頁)。

すなわち、I B F ファイルの表現のうち、①の I D 行、④および⑥の区切りマーク行、ならびに⑨の終了マーク行の表現は、M E N U ・ E X E ファイルによって規定されており、選択の余地がないから、創作性の根拠とすることはできないと認定した。また、②のタイトル行、③のデバイス行、および⑤のコマンド行の表現は、組み込み対象のアプリケーションプログラム等によって規定されており、選択の余地がないから、創作性の根拠とすることはできないと認定した。さらに、⑦の組み込みメッセージ行の表現は、通常用いられる表現方法に従って行われ、その選択の幅は極めて狭いので、創作性は認められないと認定した。最後

に、⑧の組み込み手順の表現は、選択の余地はあるものの、ほとんど組み込み対象のアプリケーションプログラム等のファイルの出現順に従っているから、創作性は認められないと認定した。

5. 抗告

Xらは、I B Fファイルがプログラム著作物であることおよびアプリケーションプログラムをハードディスクにインストールする方法・プログラムが各種存在するのでI B Fファイルに創作性が認められることなどを主張して、東京高裁に抗告した。

(決定理由)

抗告審は、プログラム著作物の意義を次のように解釈する。

「著作権法第二条第一項第一〇号の二は、プログラムを『電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの』と定義している。

すなわち、著作権法上、プログラムとは、電子計算機に対する指令の組み合わせであり、それにより電子計算機の作動させるものでなければならない。そして、そのようなプログラムで創作性を有するものが、同法第一〇条第一項第九号の『プログラムの著作物』として、同法の保護を受けるものである。

したがって、電子ファイルとして記録媒体に電磁的に記録され、電子計算機がそれを読み取ることができるようなものであっても、右の機能を有しないものはプログラムとはならないものである。」

つぎに、抗告審は、次のようにデータファイルがプログラム著作物に当たらないと論ずる。

「電子計算機によるプログラム処理に当たり、あるシステムにおけるプログラムを稼働させ一定の処理をさせるためには、そのプログラムの他、それに処理情報を与えるデータが必要であるが、システムの効率上、データを本体プログラムとは別個のファイルに記録させることがよく行われる。その場合、該ファイルは、プログラムに読み取られその結果電子計算機によって処理されるものではあるが、電子計算機に対する指令の組み合わせを含むものではないので、著作権法上のプログラムではない。もっとも、用いられるファイルが異なれば電子計算機の処理結果が異なることになるが、それはファイルに記述されたデータの内容の違いによるものであって、それをもって、データが電子計算機に指令を与えているということができないことは当然である。それと同様、データを記述するに当たり、プログラム自身が規定した一定の記号又は文字（以下『記号等』という。）が記述されていれば、プログラムがそれを読み取ってその記号等に意味付けられた処理を行うとしても、それは、プログラムがその記号等をデータとして読み取り所定の処理を行うものにすぎず、その記号等をもって電子計算機に対する指令であるということとはできない。したがって、また、そのような記号等が付されたデータをもって、著作権法上のプログラムであるということとはできない。」

その上で、控訴審は、次のように論じて、I B Fファイルはデータファイルであって、プログラムファイルではないと認定する。

「以上の認定事実からすると、I B Fファイルは、E Oシステムが各アプリケーションソフトをハードディスクに組み込み処理をするに当たり、MENU・E X Eプログラムに読み込まれる組み込み情報（アプリケーションソフトの名称、デバイス情報等）を記載したものにすぎず、電子計算機に対する指令の組み合わせではなく、I B Fファイル自体がプログラムとして電子計算機を機能させてアプリケーションソフトを組み込むものではない。すなわち、I B Fファイルの記述内容は当該E Oシステムにデータとして読み込まれるもので、単なるデータファイルにすぎないというべきである。

I B Fファイルに使われている『COPY』は、MS-DOSの『COPY』コマンドと同一の文字であるが、これは単にMENU・E X Eプログラムが規定した文字であり、MENU・E X Eプログラムによって読み取られる文字情報であって、電子計算機を作動させるコマンドではない。その他、『!』、『?』等の記号も同様であり、単にMENU・E X Eプログラムが規定し、そのプログラム限りで意味を持たせた記号にすぎない。

原告人らは、I B Fファイルは、いくつかのルーチンを経由して最終的には機械語に変換されて電子計算機に指令を行うものであるとして、著作権法上のプログラムの要件である電子計算機に対する指令がある旨主張するが、前認定のところからすると、I B Fファイルは、MENU・E X Eプログラムに読み込まれればその役割を終え、それが機械語に変換されるものではないことは明らかであり、原告人らのこの主張には理由がない。」

東京高裁は、以上のように論じて、I B Fファイルがプログラム著作物に該当しないと認定し、抗告を退けた。

（参照条文）

著作権法二条一項一〇号の二、一〇条一項九号

（批評）

一．本決定の問題点

本決定は、他の「プログラムに読み取られその結果電子計算機によって処理されるもの」は『データファイル』であり、「電子計算機に対する指令の組み合わせを含むものではないので、著作権法上のプログラムではない」という。すなわち、他のプログラムを介して電子計算機に指令を与えるものはプログラムに当たらず、電子計算機に『直接的に』指令を与えるもののみがプログラムであると解釈する。

しかし、はたしてこのような「直接性」の要件がプログラム著作物として保護されるために必要か、適切か。また、このようにプログラム著作物の概念を狭く解するとしても、事件の解決として「プログラム著作物」の該当性を論ずるだけで適切であったのか。

二. プログラムの保護範囲

1. 著作物の範囲

著作権法は、著作物を「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」と定義し（二条一項一号）、著作物一般に対する著作権による保護を与えている（六条）。一〇条一項に挙げる著作物の種類は、「例示」でしかなく、例示されたカテゴリーに属さない著作物であっても著作権による保護を受ける。

2. プログラムに対する著作権の保護

スペース・インベーター・パートⅡ事件東京地裁昭和五七年一二月六日判決は、次のように論じてプログラムを言語の著作物として著作権の保護を認めた。

「本件プログラムは、・・・専門的知識を有する第三者に伝達可能な記号語（アセンブリ言語）によって、種々の命令及びその他の情報の組み合わせとして表現されたものであり、・・・また最終的に完成されたプログラムはその作成者によって個別的な相違が生じるものであることは明らかであるから、本件プログラムは、その作成者の独自の学術的思想の創作的表現であり、著作権法上保護される著作物に当たると認められる。」

昭和六〇年に至り、プログラムが著作権の保護を受けることを法律上明らかにするために、「プログラム」の定義規定を定め（二条一項一〇号の二）、また著作物に「プログラムの著作物」を例示した（一〇条一項九号）。この改正においては、プログラムの保護範囲を制限すべき意図は存在しない。

他方、日本におけるよりも早く、米国においては、一九八〇年（昭和五五年）に、プログラムが著作権による保護を受ける著作物であることを認めるよう著作権法を改正した。その一〇一条において、「コンピュータ・プログラム」は、「ある一定の結果を得るために、コンピュータにおいて直接または間接に使用される一組の記述または指令である」と定義されている。

また、国際条約において、プログラムを著作権によって保護すべきことが加盟国に義務づけられている。一九九四年のTRIPs協定においては、「コンピュータ・プログラム（ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。）は、一九七一年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。」と規定し（一〇条一項）、また、一九九六年のWIPO著作権条約は、「コンピュータ・プログラムは、ベルヌ条約第二条に定める文学的著作物として保護される。その保護は、コンピュータ・プログラムの表現の方法又は形式のいかんを問わず与えられる。」と規定する（四条）。

3. プログラムの概念と直接性の要件

著作権法二条一項一〇号の二は、プログラムを「電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものと定義している。この定義規定からは、他のプログラムを介さず直接に電子計算機に指令を与えるものであっても、他のプログラムを介して電

子計算機に指令を与えるものであっても、一定の結果を生じさせるものであればプログラムに当たると解釈することが可能である。なお、前記のとおり、米国著作権法では、コンピュータに間接に指令を与えるものであってもプログラムに当たることが明記されている。

本決定のように前者にのみ限定する必要性ははたして存在するのか。

日本では、著作権法上、言語著作物とは別のカテゴリーとして分類されているが、もともとプログラムは、文字や記号による言語的表現として、これに創作性の認められる限り、著作権による保護を与えられるべきであるとの論拠に基づいて、裁判例上・立法上また国際条約上の保護が認められてきたものである。かかる保護の実質的論拠に鑑みれば、プログラムの定義に直接性の要件を付加する必要は存在しない。

他方、日本法上、言語著作物とは別に「プログラム著作物」のカテゴリーを立てる必要性は、二条一項七号の二、一〇条三項、一五条、二〇条一項三号、四七条の二、一一三条二項、一二〇条の二第一号の各規定に認められる。しかし、これらの規定の適用においてもプログラムの定義に直接性の要件を付加する必要は存在しない。これらの規定は、いずれもプログラムがコンピュータによって処理され実行されることを予定している。他のプログラムを介さないで直接コンピュータに指令を与えるもののみ限定して適用することは、かえって立法者の予期しない不合理な結果を生ずる。

また、他のプログラムを介して電子計算機に指令を与えるものをプログラムから排除すると、通常「プログラム」と考えられているものの多くがプログラム著作物から排除されることになる。すなわち、プログラムは、通常、人が読めるソース・コードで作られ、コンパイラ、アセンブラまたはインタプリタという別のプログラムによって機械の読めるオブジェクト・コードに変換されてコンピュータによって実行される。したがって、他のプログラムを介して電子計算機に指令を与えるものをプログラムから排除すると、ソース・コードは、すべてコンパイラ、アセンブラまたはインタプリタという他のプログラムに読み込まれて機能するので、「プログラム」ではないことになる。とくにインタプリタにおいては、ソース・プログラムは読み取られるべきデータの集合であり、インタプリタがこれを読み取りインタプリタ内部の機械語ルーティンを順次駆動してコンピュータに動作を行わせる。本決定の論旨によれば、コンパイラ型 BASIC で作ったソース・プログラムはプログラムだが、インタプリタ型 BASIC で作ったソース・プログラムはプログラムではないことになる。しかし、両者は、その結果コンピュータに対して一定の結果を生じさせる点においても同じであり、文字・記号の言語表現レベルにおいて作成者の個性的表現を生ずることが可能である点においても同じであって、コンピュータ内部での処理手順に違いがあるだけである。【参照：内藤義三「プログラム用データファイルがプログラムに当たらないとされた事例」知的財産権判例研究Ⅱ 四二五頁】

以上のとおり、プログラムの概念について、他のプログラムを介して電子計算機に指令を与えるものと、他のプログラムを介さず直接に電子計算機に指令を与えるものとを区別することは、有害無益の概念区分である。

4. プログラムの範囲

本決定はプログラムの概念に「直接性」の要件を持ち込んだが、その必要性・妥当性のないことは上述のとおりである。したがって、いわゆるソース・コードは、コンパイラ型言語で作成されようとインタプリタ型言語で作成されようと、プログラム著作物の概念に当たることに問題はない。

また、オブジェクト・コードも直接作成された場合にはプログラム著作物の概念に当たることに問題はない。(ソース・コードから変換されて作成されたオブジェクト・コードは、ソース・コードの複製物と考えられる。)

では、他のプログラムを介して電子計算機に指令を与えるものであっても、他のプログラムを介さず直接に電子計算機に指令を与えるものであっても、「電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」(著作権法二条一項一〇号の二)であればプログラムに当たると解釈する場合、「データファイル」はプログラムに当たると考えられるのか。

本決定は、プログラムとデータとを峻別し、I B Fファイルが他のプログラムに読み込まれることをもって「データファイル」とであると認定する。しかし、そこで読み込まれる「データ」には、処理される情報データと処理方法を指令するコマンド・データがある。しかし、後者の処理方法を指令するコマンド・データを含むファイルは、電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものの表現でありうるから、創作的表現の余地のないほど単純なものでない限り、プログラムたりうると考えられる。

では、データファイルにおけるコマンド・データの配列が処理の手順を特定しておらず、これを処理することを予定された他のプログラム(以下「メイン・プログラム」という)がこれを規定している場合はどうか。特定のファイル自体がいかなる手順でコマンドを実行すべきかを記述しているかいないかは、重要ではないのではないと思われる。データファイル自体がいかなる手順でコマンドを実行すべきかを記述しているか否かの違いは、プログラム言語ないしはプロトコルの違いでしかない。メイン・プログラムによって、処理の手順は特定されるのであって、メイン・プログラムの助けを借りて、当該データファイルによって表現されている内容は、いかなるコマンドをいかなる手順で実行すべきか一定のコンピュータによる処理を記述するものといえる。すべてのプログラムは、多かれ少なかれ互いに他のプログラムの助けを借りてコンピュータを機能させるよう設計される。したがって、データファイル自体がいかなる手順でコマンドを実行すべきかを記述していないとしても、予定されるメイン・プログラムによって処理の手順が特定されるのであれば、かかるデータファイルもプログラムと解釈できると考える。

つぎに、コマンド・データを含まず、処理される情報データのみからなるデータファイルは、「プログラム」たりえないか。電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとは言えないから、かかるデータファイル単独ではプログラムに当たらないことは明らかである。しかし、かかるデータファイルは、これを処理することを予定するメイン・プログラムと一体になって「電子計算機を機能させて一つの結果を得ること

ができるようにこれに対する指令を組み合わせたもの」となる。三国志Ⅲ事件東京高裁平成一一年三月一八日判決（判時一六八四号一一二頁）も、情報データのみからなる「NB DATA」自体についてはプログラム著作物に当たるものではないとしながらも、メイン・プログラムの一部となって動作するものであるので「NB DATA」の改変もプログラムの改変に当たる場合があると判示している。

三. プログラムにおける創作性の概念

前述のとおり、本件の I B F ファイルもコマンド・データを含んでいるのでプログラムに当たると解釈できるものであった。では、創作性を認めることはできるか。

判例・学説によれば、創作性とは、著作者の個性の表れである。たとえば、東京地判昭六一年三月三日（判例時報一一八三号一四八頁、判例タイムズ六〇九号九五頁）は、衆議院議員選挙に関して作成された「当落予想表」の著作物性が争われた事件について、「『創作性』は、厳密な意味で独創性とは異なり、著作物の外部的表現形式に著作者の個性が表れていれば十分であると解……するのが相当である」という。他方、創作性を否定した裁判例を分析してみると、次の4つの類型に整理できる。【参照：拙著「著作権法における『創作性』の概念とマージ理論」NBL四五六号二七頁】

- ①「単純な模写」 既存の表現を単純にひき写したにとどまる場合
- ②「ささいな改変」 既存の表現を改変しているがそれがささいなものにとどまる場合…地球儀用世界地図事件東京高判昭 46.2.2 判時 643-93
- ③「アイデアの不可避的表現」 アイデアや事実(以下「アイデア等」という)の表現として他の表現形式をとりうる余地がない場合…発光ダイオード事件大阪地判昭 54.9.25 判タ 397-152
- ④「アイデアの平凡な表現」 アイデア等の表現として平凡な表現形式にとどまる場合…簿記仕訳盤事件大阪高判昭 38.3.29 下民集 14-3-509、アメリカ語要語集事件東京地判昭 59.5.14 判時 1116-123

前述のとおり、原審は、I B F ファイルの創作性を否定した。原審は、I B F ファイルの表現のうち、①の I D 行、②のタイトル行、③のデバイス行、④および⑥の区切りマーク行、⑤のコマンド行、ならびに⑨の終了マーク行の表現は、MENU・EXE ファイル等によって規定されており、選択の余地がないと認定した。表現として単純であって、その目的とする機能に対して不可避ないしは平凡な表現として創作性を認める余地は少ないと思われる。ただ、I B F ファイルの作成者がMENU・EXE ファイルをも一緒に作成している事実関係に鑑みるときは、MENU・EXE ファイルによって規定されているから選択の余地がないとの認定は、安直にすぎるとと思われる。

また、原審は、⑦の組み込みメッセージ行の表現は、通常用いられる表現方法に従って行われ、その選択の幅は極めて狭いので、創作性は認められないと認定した。この認定はそのとおりだと思われる。

さらに、原審は、⑧の組み込み手順行の表現は、選択の余地はあるものの、ほとんど組み込み対象のアプリケーションプログラム等のファイルの出現順に従

っているから、創作性は認められないと認定した。組み込み手順行においては、どの手順でどのように処理するかが記述される。なるほど処理の手順はアプリケーションプログラム等のファイルの出現順に従っていれば、平凡な表現に当たる。しかし、アプリケーションプログラム等によってどのような処理を行うかまでは規定されるわけではない。本件 I B F ファイルはかなり単純なプログラムであるから、その目的とする機能に対して不可避ないしは平凡な表現として創作性を認める余地は少ないと思われるが、原審の認定はこの点についての必要な検討を欠くように思われる。

最後に、このような行配列を組む全体的表現としてみたとき必ずしもその目的とする機能に対して不可避ないしは平凡な表現とは言えないもののように感じられる。

したがって、I B F ファイルを厳密に検討すれば、創作性を認めうる余地もあったと思われる。

四. 事案の解決

本決定は、プログラムの概念を狭く解釈した上で、I B F ファイルがプログラムの著作物に該当しないと認定して、抗告を退けた。

しかし、プログラムの概念を狭く解釈するとすれば I B F ファイルは言語著作物にカテゴリーに該当することになる。本決定が I B F ファイルは言語著作物にカテゴリーに該当することを前提にして申立の成否を検討しなかったのは、事件の解決として妥当であったか疑問が残る。とりわけ、本件における訴訟物は、Xらが特定した I B F ファイルに対する著作権による保護である。特定された I B F ファイルがどのカテゴリーの著作物に属するかは、法適用の問題であり、裁判所は当事者の主張に拘束されないと思われるからである。

五. 参考文献

本文中に引用したもののほか、

- 山神清和「データファイルとプログラム」ジュリスト一〇九八号一三六頁
- 吉田正夫「プログラムにおけるファイルの性格と創作性」工業所有権法研究一〇八号二四頁